

平成30年度 介護報酬改定の概要

通所リハビリテーション費(技能認定等登録者が算定可)

所要時間1時間以上2時間未満の場合

	イ 通常規模型	ロ 大規模型(Ⅰ)	ハ 大規模型(Ⅱ)
要介護1	329単位	323単位	316単位
要介護2	358単位	354単位	346単位
要介護3	388単位	382単位	373単位
要介護4	417単位	411単位	402単位
要介護5	448単位	441単位	430退院

※他の時間及びリハビリテーションマネジメント加算、他加算等は算定不可

※技能認定登録者の算定根拠(平成27年度改定)

指定居宅サービスの関する費用の額の算定に関する基準(実施上の留意事項について)

七、通所リハビリテーション 1、人員に関する基準 (1) ② ハの抜粋
所要時間1時間から2時間の通所リハビリテーションを行う場合であって、定期的に適切な研修を修了している看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師がリハビリテーションを提供する場合は、これらの者を当該単位におけるリハビリテーションの提供に当たる理学療法士等として計算することができる。

この場合における「研修」とは、運動器リハビリテーションに関する理論、評価法等に関する基本的内容を含む研修会であって、関係学会等等により開催されているものを指す。

具体的には、日本運動器リハビリテーション学会の行う運動器リハビリテーションセラピスト研修、全国病院理学療法協会の行う運動療法機能訓練技能講習会が該当する。

通所介護費の注10(機能訓練指導員が算定可)

イ、個別機能訓練加算(Ⅰ)46単位 ロ、個別機能訓練加算(Ⅱ)56単位

【重要】機能訓練指導員の確保の促進

機能訓練指導員の確保を促進し、利用者の心身の機能の維持を促進する観点から、機能訓練指導員の対象資格に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加する。

一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。

通所介護費の注11(機能訓練指導員が実施) 新設

イ、ADL維持等加算(Ⅰ) 3単位 イ、ADL維持等加算(Ⅱ) 6単位

(4)抜粋

利用者の総数のうち、評価対象利用開始月と、当該月から起算して六月目において、機能訓練指導員がADLを評価し、その評価に基づく値を測定し、評価した月が属する月ごとに厚生労働省に当該測定値が提出されている場合

※ADLの評価は、Barthel indexを採用